

H24 復復推第344号
平成24年7月11日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 綱島 不二雄 様

仙台市長 奥山 恵美子



仙台市東部沿岸地域の集団移転について緊急要望（回答）

1. 仙台市で造成する7箇所の移転先地につきましては、ほ場整備事業との調整が必要なことなどから、造成する位置や範囲を明確にして事業を進めなければならない時期となっています。このため、現時点での最大限の情報をお示ししながら、一定の期限を設け、移転先の希望を固めていただけるよう取り組んでいるところです。

期限後の移転先地の変更につきましては、ご希望の宅地確保が困難な場合がありますが、様々なご事情によるご相談について、お聞きしてまいりたいと考えております。

2. 復興公営住宅の家賃につきましては、民間住宅の家賃と比較して低廉な家賃となっておりますが、より低所得の世帯の方々に対する家賃負担の軽減を図るため、国が新たに創設した「東日本大震災特別家賃低減事業」を活用し、さらなる家賃負担の軽減化を行うこととしております。

なお、減免後の集合住宅の家賃の目安につきましては、別添「東日本大震災特別家賃低減事業による復興公営住宅家賃の軽減について」をご覧ください。

3. 戸建の復興公営住宅につきましては、東部防災集団移転促進事業における集団移転先に整備することとしており、これまでの申出書結果や今後の申出を含め、ご希望の方々と調整を図りながら、具体的な整備地区や戸数を決定してまいりたいと考えております。

なお、戸建復興公営住宅の家賃の目安につきまして、現在、検討を行っており、8月頃にはお示ししたいと考えております。

4. 集団移転に関する人員体制につきましては、他都市からの応援職員や任期付職員を採用することなどより最大限の対応を行っており、今後も人員の確保に努めてまいりたいと考えています。また、被災された方々への丁寧な説明は移転を円滑に進める上で重要な取り組みであり、これまで専用ダイヤルでの電話相談や宮城野区・若林区内での個別相談会実施の他、地域の集まりの際に出向くなどの手法で取り組んでいるところです。ご提案いただいた旧支所等への出先公所設置につきましては、新たな人員確保も必要なことなどから今後の検討課題とさせて頂きたいと考えております。

担当 仙台市復興事業局復興まちづくり部移転推進課
電話 214-8474
仙台市都市整備局公共建築部市営住宅課
電話 214-8329